

2022年10月17日

お客様 各位

両備信用組合

当座勘定規定の改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、全国銀行協会では、2022年11月4日（金）より電子交換所による交換決済の開始を決定しました。（電子交換所による交換決済開始により、全国各地に設置されております手形交換所は全て廃止となり、原則すべての手形・小切手が電子交換所での取扱いとなります。）

これに伴い、当組合は、2022年11月4日（金）より、下記の通り当座勘定規定を改定いたします。改定の内容は、印鑑・署名・用紙等の照合をイメージファイル（電磁的記録）で可能とする内容のほか、現行の運用上行われている取扱いを電子交換所への移行を機に規定化するものです。

なお、改定日以前にご契約いただいたお客様にも、改定後の規定が適用されますので、ご了承いただけますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日 2022年11月4日（金）

2. 主な改定の内容

条 項	内 容
手形、小切手の支払	現行、運用されている取扱いを明確にするため規定に追加
手形、小切手用紙	電子交換所規則に則り、当座勘定から支払した手形、小切手の3か月後の取扱いを追加
印鑑照合等	電子交換所からダウンロードする画像により印鑑（署名鑑）照合および用紙確認を行うことを追加
個人信用情報センターへの登録	全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴い個人信用情報センターへ登録条項を削除

詳細については以下の新旧対照表をご参照下さい。

新旧対照表

新	旧
<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) <u>前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>①（同左）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>②（同左）</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) 前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。</p> <p>(4) <u>当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u></p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>(6) <u>当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p>(7) <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1)～(3)（同左）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(4)（同左）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>
<p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（<u>電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます</u>）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、</p>	<p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸</p>

新	旧
<p>相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙（<u>電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含まず</u>）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) (同左)</p>
<p>第27条（電子手形交換所規則による取扱い）</p> <p>(1) この取引については、前記1.から25.までのほか、関係のある<u>電子手形交換所</u>の規則に従って処理するものとします。</p> <p>(2) <u>電子手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置が取られている場合には、前記7.にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。</u></p> <p>(3) 前記2.の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>	<p>第27条（手形交換所規則による取扱い）</p> <p>(1) この取引については、前記1.から25.までのほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。</p> <p>(4) <u>手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置が取られている場合には、前記7.にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。</u></p> <p>(3) (同左)</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>第28条（個人情報センターへの登録）</p> <p>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。